

第三小学校通学区域 地域みんなでまちづくり会議規約

(名称)

第1条 本会は、「第三小学校通学区域 地域みんなでまちづくり会議」（以下「まちづくり会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は以下に掲げる活動を行い、住みよいまちを築いていくことを目的とする。

- (1) 団体及び地域住民同士の連携
- (2) 地域住民の市政への参加の促進
- (3) 地域住民の要望や構想を市政に反映する仕組みづくりの構築
- (4) 地域における課題の抽出及び解決策の検討
- (5) その他目的を達成するために必要な事項

(区域)

第3条 本会の区域は武蔵村山市立第三小学校通学区域とする。

(会員の資格)

第4条 本会の会員となる資格を有する者は次に掲げる者とする。

- (1) 前条に定める区域において活動する各団体の代表者又は住所を有する個人
- (2) 武蔵村山市において活動する公共的団体から推薦された者
- (3) 武蔵村山市役所に勤務する職員

(会員)

第5条 本会の会員は次に掲げる者とする。

- (1) 前条第1号及び同条第2号に規定する者のうち、別に定める入会届を会長に提出し、認められた者
 - (2) 前条第3号に規定する者のうち、市長が任命又は委嘱した職員
- 2 前項に定める会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、会員の身分を失う。
- (1) 第3条に定める区域において各団体が活動しなくなった場合又は個人が住所を有しなくなった場合
 - (2) 前項第1号及び同条第2号に定める者より別に定める退会届出書が次条に定める会長に提出され承認された場合
 - (3) 前項第3号に定める者が市長の任命又は委嘱を解かれた場合

(役員)

第6条 まちづくり会議に、会長及び副会長2人を置く。

- 2 会長及び副会長は会員の互選により選出する。
- 3 会長はまちづくり会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ

会長が指名した者がその職務を代理する。

5 会長及び副会長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第7条 まちづくり会議の会議は、会長が招集する。

2 次に掲げる事項は、会員の半数以上が出席しなければ審議することができない。

(1) 役員を選出

(2) 規約の改正

3 前項に掲げる事項は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、まちづくり会議に関し必要な事項は、会長がまちづくり会議に諮って定める。